

# 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等の概要

## （参議院選挙区選挙における政見放送の見直し）

### 1 趣旨

公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、参議院選挙区選挙の政見放送において、候補者が自ら録音又は録画を行う場合（以下「持込みビデオ方式」という。）の公営の手続、持込みビデオ方式を選択することができる候補者の要件の確認の手続等について、所要の規定の整備を行う。

### 2 改正の概要

#### 1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令案

##### ①持込みビデオ方式の公営の手続

持込みビデオ方式において、候補者が政見放送のための録音又は録画を無料で行うための所要の規定の整備を行う。

##### ②持込みビデオ方式を選択することができる候補者の要件の確認の手続

改正法により、持込みビデオ方式を選択することができる候補者は、所属国会議員が5人以上又は直近の衆議院議員総選挙若しくは参議院議員通常選挙における得票総数が当該選挙における有効投票の総数の2%以上のいずれかの要件を満たす確認団体又は推薦団体の所属候補者又は推薦候補者に限られるところ、候補者が当該要件を満たすことを確認するための所要の規定の整備を行う。

##### ③持込みビデオ方式において手話通訳者へ報酬を支給する場合の規定

改正法により、持込みビデオ方式において政見に手話通訳を付した場合、候補者は、手話通訳者へ報酬を支給するに当たっては、報酬を支給する前に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）にその者を届け出ることとされたことに伴う所要の規定の整備を行う。

##### ④ その他所要の規定の整備を行う。

#### 2) 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令案

持込みビデオ方式の公営の手続に係る様式等について、所要の規定の整備を行う。

3) 政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示案

①持ち込むことができる政見の種類

持ち込みビデオ方式において、候補者が持ち込むことができる政見は、候補者1人につきテレビ又はラジオによる政見放送につきそれぞれ全放送局を通じて1種類とする。

②参議院選挙区選挙における政見放送の録音又は録画の回数

日本放送協会及び基幹放送事業者に対して、候補者から日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行うよう申込みがあったときは、当該基幹放送事業者は当該録音又は録画した物を使用して政見放送を行うこととする。

③参議院選挙区選挙における政見放送への手話通訳の付与

候補者から申込みがあったときは、日本放送協会及び基幹放送事業者は手話通訳を付して政見を録画するものとする。

④ その他所要の規定の整備を行う。

[今後の予定]

平成30年10月13日 パブリックコメント開始

平成30年11月11日 パブリックコメント終了

平成30年12月上旬 施行（改正法の施行と同日）